

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和7年4月30日(2025.4.30)

【国際公開番号】WO2024/242067

【出願番号】特願2024-565363(P2024-565363)

【国際特許分類】

H 0 1 M 50/15(2021.01)

H 0 1 M 50/159(2021.01)

H 0 1 M 50/16(2021.01)

H 0 1 M 50/164(2021.01)

H 0 1 M 50/105(2021.01)

H 0 1 M 50/553(2021.01)

H 0 1 M 50/545(2021.01)

H 0 1 G 9/08(2006.01)

H 0 1 G 2/10(2006.01)

H 0 1 G 11/78(2013.01)

10

【F I】

H 0 1 M 50/15

H 0 1 M 50/159

H 0 1 M 50/16

H 0 1 M 50/164

H 0 1 M 50/105

H 0 1 M 50/553

H 0 1 M 50/545

H 0 1 G 9/08 D

H 0 1 G 2/10 M

H 0 1 G 2/10 P

H 0 1 G 11/78

20

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月6日(2024.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓄電デバイスの外装体に用いられる蓋体であって、

金属材料を含んで構成される蓋本体を含み、

前記蓋本体は、

基部と、

前記基部から立ち上がる柱状の被覆部と、

前記蓄電デバイスの集電体の端部を収容する収容部を有し、

前記収容部の底部は、前記被覆部によって囲まれる空間内に位置する蓋体。

40

【請求項2】

蓄電デバイスの外装体に用いられる蓋体であって、

金属材料を含んで構成される蓋本体を含み、

50

前記蓋本体は、前記蓄電デバイスの集電体の端部を収容する収容部を有し、  
前記収容部は、前記集電体の端部を挟む挟持部を有する  
蓋体。

【請求項 3】

前記収容部は、前記基部を貫通しない凹部である  
 請求項 1 に記載の蓋体。

【請求項 4】

樹脂材料を含んで構成され、前記蓋本体の一部を被覆する被覆体をさらに含む  
 請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の蓋体。

【請求項 5】

前記被覆部は、貫通孔、前記被覆体と反対側に凹む凹部、または、前記被覆体に向かっ  
て突出する凸部の少なくとも 1 つを有する  
 請求項 1 または 3 を引用する請求項 4 に記載の蓋体。

10

【請求項 6】

前記蓋本体は、前記被覆体によって被覆される被覆部を有し、  
前記被覆部は、貫通孔、前記被覆体と反対側に凹む凹部、または、前記被覆体に向かっ  
て突出する凸部の少なくとも 1 つを有する  
請求項 2 を引用する請求項 4 に記載の蓋体。

【請求項 7】

前記被覆部の少なくとも一部は、粗面を備える  
 請求項 1 または 3 を引用する請求項 4 に記載の蓋体。

20

【請求項 8】

前記蓋本体は、前記被覆体によって被覆される被覆部を有し、  
前記被覆部の少なくとも一部は、粗面を備える  
請求項 2 を引用する請求項 4 に記載の蓋体。

【請求項 9】

電極体と、  
 前記電極体を封止する外装体と、を備え、  
 前記外装体は、  
 前記電極体を包む外装フィルムと、  
 前記外装フィルムと接合される蓋体と、含み、  
 前記蓋体は、金属材料を含んで構成される蓋本体を含み、  
 前記蓋本体は、  
基部と、

30

前記基部から立ち上がる枠状の被覆部と、  
前記蓄電デバイスの集電体の端部を収容する収容部を有し、  
前記収容部の底部は、前記被覆部によって囲まれる空間内に位置する  
蓄電デバイス。

【請求項 10】

電極体と、  
前記電極体を封止する外装体と、を備え、  
前記外装体は、  
前記電極体を包む外装フィルムと、  
前記外装フィルムと接合される蓋体と、含み、  
前記蓋体は、金属材料を含んで構成される蓋本体を含み、  
前記蓋本体は、前記蓄電デバイスの集電体の端部を収容する収容部を有し、  
前記収容部は、前記集電体の端部を挟む挟持部を有する  
蓄電デバイス。

40